

# 建築物の省エネ改修サポート制度 簡易診断 受診申込書

簡易診断にあたって、診断者から特定の改修工事や製品の購入を働きかけるなどの勧誘行為や営利活動を行うことは一切ありません。  
(受診される方からのご依頼やご相談があった場合は、別途ご対応可能です。)

ふりがな		ご年齢	<input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代以上 *いずれかの□に✓をつけてください。
お名前		住宅の種類	<input type="checkbox"/> 木造戸建 <input type="checkbox"/> その他の戸建 *簡易診断は木造戸建を主な対象とします。それ以外は参考としての診断となります。
ご住所	〒	TEL	FAX
E-mail			
診断する建物の所在地	※いずれかに✓をつけてください。 <input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> それ以外 (右記)	※ご住所と同じ場合は記載不要です。 〒	
結果説明	※事前にお申し出をいただくことで、簡易診断後、その場で診断レポートを作成し、説明を受けられます。 (診断に必要な情報の入力・計算等に若干お時間をいただきます (10分程度)) 当日に診断レポートの説明を希望する場合は、□に✓をつけてください。 <input type="checkbox"/> 当日に説明を希望する		
その他	※簡易診断を希望する日時や相談事項など、特段の要望がある場合は、本欄にご記入ください。		
診断方法	訪問診断：県に登録された省エネ改修アドバイザーが、簡易診断する建物を訪問します。 省エネ改修アドバイザーが無断で室内を見て回ることはございませんが、正確な状況把握のため、あらかじめお許しをいただいた上で、室内や天井裏、床下等の状況を確認します。 当日に診断結果をご説明する場合は、パソコン用の電源をお借りする場合がございます。また、当日に診断結果の印刷をご希望される場合は、プリンターをお借りする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。		
診断費用	簡易診断を行う費用は原則無料です。 ただし、遠方などお住まいの地域によっては、別途省エネ改修アドバイザーの交通費が発生する場合がございます。その場合は事前にご連絡させていただきますので、あらかじめご承知おきください。		
個人情報	簡易診断事業における個人情報の取り扱いについて 簡易診断に関わる業務で収集されるすべての個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法令を遵守し、簡易診断業務と受診された方への結果の説明業務、及び個人を特定できない匿名化措置を施した上で県の報告のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。		

【お問合せ・お申込先(県業務受託者)】  
**公益社団法人 長野県建築士会**  
 〒380-0872 長野市大字南長野字宮東426-1  
 ☎026-235-0561 FAX026-232-2588  
 ✉n-shikai@avis.ne.jp

受診申込書にご記入の上、左記までFAX、E-mail、郵送にてお送りください。  
 (期限：令和3年3月26日(金)まで)  
 ※期限以降は長野県環境部ゼロカーボン推進室で受け付けます。  
 問合せ ☎026-235-7022



## 建築物の省エネ改修サポート制度

# 無料で省エネ性能を診断します

住宅の省エネ改修をサポートするため、長野県が認定した事業者に所属する、省エネ等に関して一定の技術※を習得した建築士などが、簡易に調査・診断して、省エネ性能や改修の提案を含めた説明を行います。



### ■診断レポートのイメージ

2018年12月3日  
 診断者：長野太郎

### 簡易診断で何がわかるの？

省エネ性能を5段階ランクと年間冷暖房費で表示

この建物のエネルギー性能...  
 概算 Ua値 1.5 W/m2・K相当  
 ※建物の表面から逃げる熱の量を表し、低いほど熱が逃げにくく高断熱を意味します。  
 性能の判定...  
**C** ランク  
 ※判定ランクの説明は以下をご覧ください。

この建物の燃費性能  
 判定ランク(5段階)の目安  
 SS 十分に断熱性能が高い  
 S 断熱性能が高い  
 A ほぼ省エネルギー基準と同等  
 B 断熱性能がやや不足している  
 C 断熱性能が不足している

年間の冷暖房費用の目安 (万円)  
 省エネルギー基準 11.8    この建物 24.2    高断熱

この建物から逃げる熱  
 窓・ドア 35%    外壁 24%    天井 12%    床 17%

どこから熱が逃げるか割合を表示  
 ①窓・ドア ②外壁 ③床 の順に熱が多く逃げています。  
 ※なお、床や天井に「気流止め」が無い場合、大幅に断熱性能が低くなる可能性がありますのでご注意ください。

省エネ改修後の冷暖房費削減を試算  
 窓の改修 概算50~400万円    窓と天井の改修 概算100~500万円    全体の改修 概算350~1400万円

断熱改修の目安  
 (円/年間の冷暖房費の目安)  
 18.8 (窓)    15.5 (窓・天井)    9.9 (窓・天井・床)

「ノンエナジーベネフィット」をご存知ですか？  
 断熱改修をすると、冷暖房費の削減のほかにも、快適な暮らしや、病気になりにくいなど、エネルギー以外の様々な利点があります。

※本診断は、長野県が実施する「建築物の省エネ改修サポート制度」に基づく建築物の省エネ性能簡易診断ツールを使用して作成されています。簡易的な診断のため、Ua値、光熱費等を保証するものではありません。正式な診断、改修のご提案を希望の方は、株式会社長野県 担当：長野太郎 までお問い合わせください。Tel:026-235-7022 発行No: 0001

診断を希望される方は最終ページの申込書で  
 お問合せ先：長野県環境部ゼロカーボン推進室 ☎026-235-7022  
 又は公益社団法人長野県建築士会 ☎026-235-0561

# 住宅の省エネ改修には様々な助成制度が用意されています

利用できる助成制度の概要をご案内



住宅の省エネ改修工事を実施しようと考えている皆さん。その工事には補助金をはじめ低利な融資や税の優遇など、様々な助成制度が用意されています。一定の要件に適合する断熱改修工事や設備を設置することにより助成が可能となります。詳細は助成する関係団体や機関にお問い合わせください。

## 補助金や助成金

### 断熱建材使用や省エネ機器設置への助成制度 ①～④

#### ①高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

##### 最大120万円補助

外壁・天井・床、窓又はガラスの高性能断熱材による改修や家庭用蓄電システム導入等に補助。SII\*に登録された製品が要件。

問合せ先：(一社)環境共創イニシアチブ(SII) ☎03-5565-4860

<https://sii.or.jp/>

#### ②次世代省エネ建材支援事業

##### 最大200万円補助

断熱パネルや潜熱蓄熱建材等を使用した省エネ改修に補助。SII\*に登録された製品であることが要件。

問合せ先：(一社)環境共創イニシアチブ(SII) ☎03-5565-3110

#### ③家庭用燃料電池システム導入支援事業

##### 定額4万円+α(最大12万円)補助

エネファーム(家庭用燃料電池システム)設置に補助。

問合せ先：(一社)燃料電池普及促進協会 ☎03-5472-1190

<http://fca-enefarm.org/>

[エネファームとは] 都市ガスやLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させ、電気をつくり出し、発電の際に発生する熱でお湯をつくり給湯に利用します。

#### ④市町村による省エネ改修工事への助成

##### 助成金額や条件等は市町村で異なります

省エネ改修工事をはじめ太陽光発電システム、太陽熱温水器、雨水貯留槽等の設置に補助。

専用サイト：地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度

検索サイト <http://www.j-reform.com/reform-support/>

## 低利融資制度

### 金利0.5%優遇 住宅金融支援機構融資

省エネ性能に応じて金利優遇。

フラット35リノベ[Aプラン：10年間 Bプラン：5年間 当初金利0.5%▲]

問合せ先：住宅金融支援機構 ☎0120-0860-35

<http://www.flat35.com>

### 金利を優遇 一般金融機関

省エネ住宅に対する金利を優遇(金融機関で異なります)。各金融機関にお問い合わせください。

## [省エネ改修助成工事例]



断熱サッシ(ガラス)への改修



断熱パネルによる省エネ改修  
潜熱蓄熱建材による改修 等



壁・床・天井の断熱改修



CLTを使用した改修



太陽光発電システム設置工事



太陽熱温水器設置工事



エネファーム等の設備機器設置  
地中熱利用の設備設置 等



### ○施策住宅(改修工事)への助成

- ・長期優良住宅(基準：長期優良住宅の普及の促進に関する法律)
- ・低炭素住宅(基準：都市の低炭素化の促進に関する法律)
- ・ZEH住宅(経済産業省の登録ビルダー/プランナーによる建築等)

## 税の優遇措置

### 最大60万円控除 所得税減税(投資型)

一定の省エネ改修工事 最大25万円  
(太陽光発電設備設置は+35万円)1年間控除

### 最大62.5万円控除 所得税減税(5年以上ローン該当)

一定の省エネ改修工事を行い、融資を受けた場合12.5万円を5年間控除

### 税額の1/3減額 固定資産税の軽減

一定の省エネ改修工事を行った場合、税額の1/3を1年間減額

税制の詳細問合せ先：(一社)住宅リフォーム推進協議会

<http://www.j-reform.com>

上記以外に不動産取得税、登録免許税、贈与税の優遇措置があります。

## 補助金や助成金

### 住宅全体の省エネ性能を高めた場合に助成する制度 ⑤～⑧

#### ⑤ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH:ゼッチ)支援事業

##### 60万円～115万円+α補助

ZEH住宅への改修に加え蓄電システム・エネファーム等への導入に補助。設計、改修はSII\*に登録されたZEHビルダー/プランナーが要件。

問合せ先：(一社)環境共創イニシアチブ(SII) ☎03-5565-4030

<https://sii.or.jp/>

### [ZEH(ゼッチ)住宅とは]

外皮(外壁、床、天井、開口部等)の断熱性能等を大幅に向上させ、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅

#### ⑥省エネ改修型地域型グリーン化事業

##### 定額50万円補助 ※事業者に対する補助

国の採択を受けた事業グループが行う工事で、一定の省エネ基準に適合する住宅改修工事に補助。

問合せ先：地域型住宅グリーン化事業評価事務局 ☎03-3560-2886

<http://chiiki-grn.jp/>

#### ⑦長期優良住宅化リフォーム推進補助金

##### 100～300万円補助

住宅の改修性能(劣化対策・耐震・省エネ・維持管理の基準)の高さによって補助。

問合せ先：長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

☎03-5229-7568

<http://www.choki-r-shien.com/r2/index.html>

#### ⑧環境配慮型住宅助成事業(リフォームタイプ)

##### 最大50万円助成

外壁・床・天井と開口部の断熱化を必須基準に、V2Aフリー化、県産材使用、省エネ設備設置等にも助成。

問合せ先：長野県建設部建築住宅課 ☎026-235-7339

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kankyohairyo.html>

補助制度の詳細は「住宅の補助金・減税・優遇制度オールガイド」に掲載されています。 <https://www.sumai-fun.com/money/>  
記載内容は令和2年度の制度です。制度は毎年改正されています。